

## 悪臭防止法の見直し規定に基づく検討結果について（概要）

### 1. 検討項目

平成13年4月1日に施行された改正悪臭防止法（平成12年5月17日法律第56号。以下、法という）では、附則第2条に「政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の第十条（事故時の措置）、第十二条（測定の委託）及び第十三条（臭気指数等に係る測定の業務に従事する者に係る試験等）の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されている。

### 2. 平成12年度法改正時の改正趣旨

#### 2.1 事故時の措置（法第10条）

旧法においては事業者の応急措置、復旧の規定（本条第1項）は罰則を伴わない訓示規定であったが、罰則を伴う義務規定とした。

地方公共団体への通報の義務規定（本条第2項）、市町村長による当該事業場設置者に対する応急措置命令（本条第3項）を追加した。

#### 2.2 測定の委託（法第12条）

平成12年4月から悪臭防止法の規制及び測定に関する事務が市町村長の自治事務となったが、すべての市町村が測定能力を備えているわけではないこと、また、都道府県からの測定支援を受けにくくなったことから、測定業務を適正に行える者への委託を可能とする規定を設けた。

測定は悪臭防止法に基づく改善勧告等の根拠となることから、厳正性、公正性、信頼性が必要。嗅覚測定法による測定については悪臭防止法において臭気測定業務従事者（臭気判定士）を規定し、測定の厳正性等を担保した。

#### 2.3 臭気指数等に係る測定の業務に従事する者に係る試験等（法第13条）

法第12条において臭気測定業務従事者を規定したことに伴い、臭気測定業務従事者の試験等に関する規定を設けた。

臭気測定業務従事者（臭気判定士）の試験については、本来は国が行う必要があるが、国の事務量軽減等の観点から指定機関が実施できることとした。

### 3. 見直し条項を設けた理由

#### 規制緩和推進3ヶ年計画(再改定)(平成12年3月31日)

「規制の新設に当たっては、原則として当該規制を一定期間経過後に廃止を含め見直すこととする。法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各省庁は、その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除き、当該法律に一定期間経過後、当該規制の見直しを行う旨の条項(以下「見直し条項」という。)を盛り込むものとする。なお、この見直しの結果、その制度・運用を維持するものについては、その必要性、根拠等を明確にする。」とされている。

### 4. 検討の結果

#### 4.1 事故時の措置(法第10条)の規定

悪臭事件事例が年々増加傾向にあることから、行政及び事業者の適切な対応がますます重要になってきている。また、**事故の措置、通報は法第10条により適切に担保されていることから、同条の規定を維持する必要がある。**

なお、法第10条第2項に基づく通報の対応が不十分であることから、**事業者及び地方公共団体関係者へさらに周知徹底を行う。**

#### 4.2 測定の委託(法第12条)の規定

特定悪臭物質の測定、臭気指数等の測定のいずれも、委託に依存する市区町村は多く、またその割合も年々上昇しており、**法第12条の規定を維持する必要がある。**

また、臭気指数等の測定は特定悪臭物質の測定のような高額な機器を必要とせず、市区町村自身が容易に測定できるメリットを生かし、臭気指数規制及びその測定方法を、**さらに普及啓発していくことが適当である。**

臭気指数等の測定の厳正性等の確保に係る状況については法改正時と現状で変化しておらず、引き続き**法第12条で担保する必要がある。**

#### 4.3 臭気指数等に係る測定の業務に従事する者に係る試験等(法第13条)の規定

臭気測定業務従事者への試験等についての厳正性等の確保に係る状況は法改正時から変化しておらず、引き続き**法第13条で担保する必要がある。**

国の事務の軽減等に関する状況は法改正時から変化しておらず、引き続き指定機関に係る規定を維持する必要がある。

現在指定機関として指定されている(社)におい・かおり環境協会の試験検査事務は十分な体制で適切に実施されており、今後も**法第13条の規定を維持する必要がある。**